

# 労働組合に入って「無期雇用」へ

## ～無期転換ルールが始まります～

悩んだら、困ったら、  
すぐ相談しよう！

「無期転換ルール」  
ってなに？

「契約更新をしない」  
と言われた

パート、アルバイト、契約社員など有期雇用で働くみなさんの「無期雇用への転換制度」が2018年4月から本格化します。

同じ事業主の下で通算5年を超えて働いた場合に、本人の申し出で無期雇用（期間の定めのない労働契約）に転換させることができる制度です。



4つの意義

- ① 更新や雇止めの不安解消
- ② 仕事の改善など意見が言いやすくなる
- ③ 年休など権利の行使がしやすくなる
- ④ 労働組合に入りやすくなる

### — 無期雇用転換5年ルールとは —

契約期間が1年の場合の例



## 安心して働ける職場・社会に！

長時間・過密労働が蔓延し、心身の健康を損なう人、さらには命まで落とす人が後を絶ちません。ブラック企業、ブラックバイト、働いても生活できないワーキングプアが大きな社会問題になっています。

政府は、「働き方改革」で残業時間を規制すると言いつつ、過労死ラインの月100時間を上限にしたり、規制を適用除外にする制度をつくらうとしています。全労連は過労死をなくし、1日8時間働けば暮らせる社会をめざし、賃金・最低賃金の引上げと残業削減の取り組みを進めています。



パート・アルバイトでも  
ひとりでも入れる労働組合があります

**労働組合の力で改善!!**

● 「勤続5年を超えるパートは、法律が変わったので次の契約更新はしない」と雇止めを宣告された児童館のパート指導員は、労働組合に入り団体交渉に臨み、140人を超える同僚の継続雇用を約束させました。

● 16時間もの二交替勤務など長時間・過密労働が蔓延している医療職場では、労働組合が夜勤回数制限や時間短縮などを求め、改善を進めています。

労働相談 FreeDial 0120-378-060  
ホットライン 月～金 10:00～17:00